

2016年2月 掲載	JIP's Direct「FOCUS」:	虚偽記載・監査法人処分・課徴金～投資家・株主は企業の不正会計処理からどう守られるのか
	第1章	東芝の不正会計問題と関係者処分について
	第2章	<b>企業の開示規制違反と課徴金について</b>
	第3章	監査法人の処分事例と制度的課題
	第4章	投資家・株主からみた課題

## 2015年の課徴金勧告

勧告時期	企業名	不正内容	虚偽金額(損益ベース)	課徴金
12月7日	東芝	工事損失引当金・売上原価・費用の過少計上及び売上の過大計上等	1308億円	73.7億円
10月16日	ジャパンベス トレスキュー システム	売上の過大計上及び減損損失・受注損失引当金の不計上等	13.5億円	1.6億円
9月18日	オプトロム	貸倒引当金繰入額の過少計上等	2.8億円	1億円
6月19日	アゴラ・ホス ピタリティー・ グループ	開発事業等支出金の過大計上等	※(連結純資産を約47億円過大計上)	1.3億円
3月27日	S J I	貸倒引当金繰入額の過少計上等	29億円	1.9億円

